

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

○福島県財務規則の一部を改正する規則	一
○福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則	二
○福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則	二
○福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則	二
○福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	三
○福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則	三
○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	三
訓令	四
○福島県職員服務規程の一部を改正する訓令	四
○福島県企業局	五
○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程	五
○福島県病院局	七
○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程	七
○福島県教育委員会	九
○福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令	九
福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則、福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則、福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則、福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則、福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和七年三月二十八日	

規 則

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第三十四号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。
第六十一条中「領収書（）」の下に「第四十号様式、」を加える。
第九十三条の次に次の一条を加える。

第九十三条の二 指定金融機関は、第九十四条の二第三項の規定により納入通知書によるキャッシュレス決済等収入を収納したときは、直ちに同条第二項で受領した電子収納領収済通知書と照合し歳入等に受け入れる手続をとらなければならない。

第九十三条の二 指定金融機関は、第九十四条の二第三項の規定により納入通知書によるキャッシュレス決済等収入を収納したときは、直ちに同条第二項で受領した電子収納領収済通知書と照合し歳入等に受け入れる手続をとらなければならない。

第九十二条の次に次の一条を加える。
（電磁的記録による契約の締結）
第九十二条の二 契約権者は、契約を締結すべき相手方が確定し、契約書を作成すべきときであつて、知事が別に定めるときは、前条第一項の規定による契約書案二通の送付に代えて、知事が別に定めるところにより、契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）の案を作成し、相手方に送信することができる。

第二百七十四条の三中「(特例政令第二条第六号の一連の調達契約(以下「一連の調達契約」という。))のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨規定した場合に限り二十四日前)」を削る。

第二百九十四条の次に次の一条を加える。

(納入通知書によるキャッシュレス決済等収入の収納における受託者等の手続)

第二百九十四条の二 法第二百四十三条の二第一項の規定により納入通知書に基づく収納の事務の委託を受けた指定公金事務取扱者(以下「納入通知書に係る指定公金事務取扱者」という。)が歳入等を収納したときは、別に定める計算書を会計管理者に送付しなければならない。

2 会計管理者は、前項の計算書を受領したときは、受領した日の翌日(その日が休日等に当たるときは、これらの日の翌日)までに、別に定める電子収納領収済通知を作成し、指定金融機関に送付しなければならない。

3 納入通知書に係る指定公金事務取扱者は、第一項の規定により送付した計算書に基づく歳入等を、計算書を送付した日の翌日(その日が休日等に当たるときは、これらの日の翌日)までに指定金融機関に払い込まなければならない。

別表第一中 「福島県障がい者総合福祉センター」を「福島県障がい者総合福祉センター」に改める。

「福島県立勿来工業高等学校」を「福島県立好間高等学校」に、「福島県立だて支援学校」を「福島県立だて支援学校」に改める。

別表第六の表企画調整部の項中 「企画調整総室 企画調整課のうち知事が指定する者の職 撥員」を「企画調整総室 企画調整課のうち知事が指定する者の職 撥員」に改める。

別表第七の表福島県若松乳児院の項を削り、同表福島県空港事務所の項中「現金取扱員」を「現金出納員」に改め、同表福島県立好間高等学校の項を削り、同表福島県立だて支援学校の項の次に次のように加える。

福島県立だて支援学校 事務長 現金出納員及び物品出納員
別表第八の表福島県鮫川水系ダム管理事務所の項の次に次のように加える。
福島県立安積中学校 事務長 現金取扱員及び物品取扱員
別表第八の表福島県立相馬農業高等学校飯館校の項を削る。

第四十号様式中「第52条―第55条」を「第52条―第55条、第61条」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(財政課)

福島県規則第三十五号

福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

福島県財務規則の特例に関する規則(昭和三十九年福島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第二十五章 納入通知書によるキャッシュレス決済等収入(第百六条―第百二十六章 農業総合センターの物品売払代金収入(第百九条・第百十条)八条)」を「第二十五章 農業総合センターの物品売払代金収入(第百六条・第百七条)」に改める。

第一条中「納入通知書によるキャッシュレス決済等収入」を削る。
第二条第九項を削る。
第二十五章を削る。

第二十六章中第百九条を第百六条とし、第百十条を第百七条とする。
第二十六章を第二十五章とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(財政課)

福島県規則第三十六号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則(昭和二十八年福島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一福島市の部28の項中「松三小校」を「松原義務教育小校」に改め、同部31の項中「三小校」を「三小校」に改め、同表会津若松市の部5の項中「及び小北小校」を「小北小校」に改め、同表喜多方市の部9の項中「加納小校」を「加納小校」に改め、同表金山町の部2の項中「藤田小校」を「藤田小校」に改め、同表石川町の部6の項中「野木小校」を「野木小校」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一会津若松市の部の改正規定は、公布の日から施行する。

(人事課)

福島県規則第三十七号

福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則

福島県調理師法施行細則(昭和三十四年福島県規則第三十八号)の一部を次のように

改正する。
 第二条各号列記以外の部分中「第一号及び第三号」を「第二号」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附 則
 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県規則第三十八号

福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

福島県製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年福島県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条各号列記以外の部分中「、第二号及び第四号」を「及び第三号」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県規則第三十九号

福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則

福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和二年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の表二十四の項中「第二百二十八条」を「第二百二十九条」に改める。

第二百二十九条第一項及び第二項中「第二十二條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

別表第一資産の表流動資産の部現金預金の項中「現金預金」を「現金・預金」に改め、

同表負債の表繰延収益の部長期前受金の款中

国庫補助金	国庫補助金
-------	-------

一般会計繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金
収益化累計額	収益化累計額	収益化累計額

を

に改め、同

表収益の表流域下水道事業収益の部営業外収益の款一般会計繰入金の項中「一般会計繰入金収入」を「一般会計繰入金」に改め、同款長期前受金戻入の項中「国庫補助金

一般会計繰入金	国庫補助金
---------	-------

を

に改め、同表費用の表

流域下水道事業費用の部営業費用の款処理場費の項中「処理場費」を「下水処理場費」に改め、同款資産消耗費の項中「資産消耗費」を「資産減耗費」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(下水道課)

福島県規則第四十号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「原則として」を「同居親族を除く」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該緊急連絡人として県内に住所を有する者を確保できないときは、知事が別に定める者の中から二名を確保するものとする。

第九条第六項中「前二項」を「第五項」に改め、「生じたとき」の下に「又は前項の規定により承諾書を提出するとき」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「による変更をするに当たっては、変更しようとする」を「により新たな緊急連絡人を確保した場合、当該」に改め、「承諾書を」の下に「速やかに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分中「を」を「に代わる新たな緊急連絡人を確保」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると知事が認める場合は、知事が別に定めるところにより緊急連絡人を確保しなければならない。

別表第二の一の表福島県営管釜谷台の前団地の項中「〇・九五」を「〇・九四」に改め、同表福島県営管釜谷台の項中「〇・八四」を「〇・八五」に改め、同表福島県営管釜谷台の項中「〇・七七」を「〇・七六」に改め、同表福島県営管釜谷台の項中「〇・八九」を「〇・八八」に、「〇・八七」を「〇・八六」に、「〇・九一」を「〇・九〇」に、「〇・九七」を「〇・九六」に改め、同表福島県営管釜谷台の項中「〇・八七」を「〇・八八」に改め、同表福島県営管釜谷台の項中「十九号棟」の下に「二十号棟の

一号室、三号室、四号室、六号室から八号室まで、十号室、十二号室、十五号室、十七号室、十九号室、二十号室、二十三号室及び二十五号室から三十号室まで、二十一号棟

の一号室、二号室、四号室から六号室まで、八号室から十二号室まで、十五号室、十六号室、十八号室、二十号室から二十二号室まで、二十四号室から二十六号室まで、二十八号室及び二十九号室、三十二号室を、「四十号室まで」の下に、「二十号棟の二号室、五号室、九号室、十一号室、十三号室、十四号室、十六号室、十八号室、二十一号室、二十二号室及び二十四号室、二十七号室及び三十号室」を加え、同表福島県菅壁沢団地の項中「〇・九四」を「〇・九五」に改め、同表福島県菅島団地の項中「〇・九〇」を「〇・九二」に改め、同表福島県菅柴宮団地の項中「三十九号棟の一号室、三号室、五号室から七号室まで、九号室、十一号室」を「三十九号棟の一号室、五号室から七号室まで、九号室」に改め、「三十五号室」を削り、「四十号棟の五号室、十五号室」を「四十号棟の十五号室」に改め、「五十号棟」の下に「一の二号室から七号室まで、九号室、十一号室、十二号室、十四号室から十八号室まで、二十号室、二十一号室、二十四号室から八号室まで、十号室から」に改め、「五十二号棟」の下に「一号室から四号室まで、六号室、七号室、十号室から十二号室まで、十五号室から十九号室まで、二十二号室から二十四号室まで、二十九号室及び三十号室」を加え、「五十四号棟から五十六号棟まで」を「五十四号棟の一号室、三号室、五号室から九号室まで、十一号室から十四号室まで、十七号室、十九号室から二十二号室まで、二十四号室、二十六号室及び二十八号室から三十号室まで、五十五号棟の一号室、二号室、四号室、五号室、八号室、十号室から十三号室まで、十六号室、十九号室、二十号室、二十二号室、二十五号室、二十六号室及び三十号室、五十六号棟の一号室、三号室から五号室まで、七号室から十号室まで及び十二号室から二十号室まで」に改め、「三十九号棟の二号室、四号室、八号室、十号室」を「三十九号棟の二号室から四号室まで、八号室、十号室、十一号室」に、「三十四号室及び三十六号室」を「三十四号室から三十六号室まで」に、「四十号棟の一号室から四号室まで、六号室から十四号室まで」を「四十号棟の一号室から十四号室まで」に改め、「二十号室から二十七号室まで及び三十号室」の下に、「五十号棟の一号室、八号室、十号室、十三号室、十九号室、二十二号室、二十三号室、二十五号室、二十六号室及び二十八号室」を、「五十一号棟の二号室」の下に、「九号室」を、「及び二十六号室」の下に、「五十二号棟の五号室、八号室、九号室、十三号室、十四号室、二十号室、二十一号室及び二十五号室から二十八号室まで」を、「五十三号棟」の下に、「五十四号棟の二号室、四号室、十号室、十五号室、十六号室、十八号室、二十号室、二十三号室、二十五号室及び二十七号室、五十五号棟の三号室、六号室、七号室、九号室、十四号室、十五号室、十七号室、十八号室、二十一号室、二十三号室、二十四号室、二十五号室、二十七号室から二十九号室まで、五十六号棟の二号室、六号室及び十一号室」を加え、同表福島県菅緑ヶ丘団地の項中「〇・八五」を「〇・八六」に改め、同表福島県菅富田地の項中「一・〇〇〇」を「一・〇〇一」に改め、同表福島県菅鶴見団地の項中「一・〇〇一」を「一・〇〇二」に改め、同表福島県菅平沢団地の項中「一・〇〇一」を「一・〇〇二」に改め、同表福島県菅平沢団地の項中「一・〇・九〇」を「一・〇・九二」に改め、同表福島県菅金勝寺団地の項中「一・〇・八九一」を「一・〇・八八」に改め、同表福島県菅真舟団地の項中「一・〇・八四」を「一・〇・八三」に改め、同表福島県菅白梅が郷団地の項中「一・〇・八九一」を「一・〇・八八」に改め、同表福島県菅日吉団地の項中「一・〇・八八」を「一・〇・八九」に改め、同表福島県菅白虎団地の項中「一・〇・〇〇」を「一・〇・〇一」に改め、同表福島県菅小川町西団地の項中「一・〇・八九」を「一・〇・九〇」に改め、同表福島県菅上町団地の項中「一・〇・〇〇」を「一・〇・〇一」に改め、同表福島県菅高坂西団地の項中「一・〇・八六」を「一・〇・八五」に改め、同表福島県菅玉川団地の項中「一・〇・八〇」を「一・〇・八一」に改め、同表福島県菅白米団地の項中「一・〇・七七」を「一・〇・七六」に改め、同表福島県菅江畑団地の項中「一・〇・七一」を「一・〇・七〇」に改め、同表福島県菅根小屋団地の項中「一・〇・八四」を「一・〇・八五」に、「一・〇・八六」を「一・〇・八七」に改め、同表福島県菅八幡小路団地の項中「一・〇・九五」を「一・〇・九六」に改め、同表福島県菅四ツ倉団地の項中「一・〇・九二」を「一・〇・九一」に改め、同表福島県菅下矢田団地の項中「一・〇・九一」を「一・〇・九〇」に改める。

別表第四福島県菅荒井団地の項中「一・〇・八九四七」を「一・〇・八九〇八」に、「一・〇・八九八六」を「一・〇・八九四七」に改める。

様式第四号の二の備考中「**第七号**」を「**第七号**」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から適用する。

(建築住宅課)

訓 令

福島県訓令第八号

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程(昭和五十二年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる届出」を「本庁舎(西庁舎及び北庁舎を含む。)に所在する機関にあつては福島県庁舎管理規則(昭和二十九年福島県規則第九十五号)第二条第一項の庁舎総括管理責任者が定める手続、それ以外の機関にあつては当該機関の所在する庁舎の福島県合同庁舎管理規則(昭和四十四年福島県規則第三十六号)第二条第二項の庁舎管理責任者が定める手続」に改め、同項各号を削る。

第一号様式の三中「3歳未満の子又は」や「小学校就学の始期に達するまでの子又は」に、「3歳未満の子に係る超過勤務」や「超過勤務」及び「それぞれ満6歳又は満3歳」

本庁 機関
出先 機関

福島県知事 内堀 雅 雄

を「第6号」に改める。
 第八号様式を次のように改める。
第8号様式 削除

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

福島県企業局

(人 事 課)

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第4号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 分譲資産（第149条—第154条）」を「第9章 削除」に、「第154条の2—第154条の5」を「第149条—第152条」に、「第154条の6・第154条の7」を「第153条・第154条」に改める。

第2条第3号中「第2条第1項各号に掲げる課（以下これらの課を「本局」と総称する）」を「第2条第1項に規定する課（以下「本局」という）」に改める。

第4条第1項中「企業総務課」を「本局」に改め、同条第2項中「企業局」を削る。

第7条第1項の表8の項中「分譲資産」を削り、同表12の項を削る。

第8条第1項の表1の項及び2の項中「企業総務課長」を「課長」に改め、同表3の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は分譲資産の購入」を削り、「企業総務課長」を「課長」に改め、同表4の項から6の項までの項中「企業総務課長」を「課長」に改め、同表7の項中「分譲資産」を削り、「企業総務課長」を「課長」に改め、同表第8の項中「企業総務課長」を「課長」に改め、同表9の項を削り、同表10の項中「及び分譲資産」を削り、「企業総務課長」を「課長」に改め、同項を同表9の項とし、同表11の項中「企業総務課長」を「課長」に改め、同項を同表第10の項とし、同表第12の項中「企業総務課長」を「課長」に改め、同項を同表第11の項とし、同表第13の項中「企業総務課長」を「課長」に改め、同項を同表第12の項とし、同条第2項の表2の項、4の項、5の項及び7の項中「企業総務課長」を「課長」に改め、同表8の項中「及び分譲資産」を削り、「企業総務課長」を「課長」に改め、同表9の項、14の項から16の項まで、18の項及び21の項中「企業総務課長」を「課長」に改める。

「工事台帳

第14条の表課長の項中 分譲資産台帳（企業総務課長に限る。）

を「工事台

分譲資産使用許可簿（企業総務課長に限る。）」
「分譲資産台帳
帳」に改め、同表事業所長の項中 固定資産使用許可簿 を「固定資産使用許可簿」に
分譲資産使用許可簿」
改める。

第14条の2第2項中「企業総務課長」を「課長」に改める。

第17条第2項中「工業用水道事業にあつては」、「地域開発事業にあつては別表第2」及び「、それぞれ」を削る。

第84条第2項中「企業総務課」を「本局」に改める。

第124条、第126条及び第131条から第133条までの規定中「企業総務課長」を「課長」に改める。

第9章を次のように改める。

第9章 削除

第10章中第154条の2を第149条とし、第154条の3を第150条とし、第154条の4を第151条とし、第154条の5を第152条とする。

第11章中第154条の6を第153条とし、同条の次に次のように加える。

第154条 削除

第154条の7を削る。

第155条、第155条の2、第158条から第160条まで、第162条から第165条まで、第167条及び第169条から第172条までの規定中「企業総務課長」を「課長」に改める。

第176条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第225条の2第1項に規定する電子契約書による場合は、記名押印に代えて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行わなければならない。

第179条第1項第12号中「又は分譲資産」を削る。

第185条第1項中「特別の定めがある場合を除くほか、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第235条第1項に定める割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率」に改める。

第216条第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同条第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同条第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第226条中「企業総務課長」を「課長」に改める。

第227条中「（分譲資産について管理の権限を有する者を含む。以下本節において同じ。）」、「又は分譲資産」、「分譲資産」及び「（分譲資産を含む。以下本節において同じ。）」を削る。

第230条第19号及び第20号を次のように改める。

(19) 削除

(20) 削除

第230条第55号から第58号までを次のように改める。

(55) 削除

(56) 削除

(57) 削除

(58) 削除

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

附 則

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 地域開発事業会計の令和6年度予算に係る勘定の科目の区分については、この規程による改正前の第17条第2項及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。

（企業総務課）

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月28日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

福島県病院局管理規程第5号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項第4号中「振り出し」の次に「又は関係の出納取扱金融機関が定める当座預金払戻請求書を作成し」を加える。

第90条第1項中「小切手」を「次の各号に掲げる書類のうちいずれか一つ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 小切手

(2) 当座預金払戻請求書

第171条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第225条の2第1項に規定する電子契約書による場合は、記名押印に代えて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行わなければならない。

第180条第1項中「（昭和39年福島県規則第17号）」を削る。

第212条第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同条第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同条第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第233条第1項中「第22条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

様式第33号中「㊟」を削る。

様式第41号を次のように改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(病院経営課)

福 島 県 教 育 委 員 会

福島県教育委員会訓令第2号

教 育 庁

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等服務規程(平成十五年福島県教育委員会訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「最終退庁届(様式第十三号)による」を削る。

様式第十三号を次のように改める。

様式第十三号 別添

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(教育総務課)